



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和4年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和4年2月17日

事業名	医療的ケア児及びその家族への支援の充実	予算(案)の概要 59・67・76 ページ
予算額	令和4年度予算額 80,183 千円 (前年度予算額 19,753 千円)	(拡充)
取材先	福祉部障害者福祉課長 稲川 (電話 03-5273-4513) 教育委員会事務局教育支援課長 内野 (電話 03-3232-1051) 教育委員会事務局学校運営課長 広瀬 (電話 03-5273-3086) 子ども家庭部保育課長 加藤 (電話 03-5273-4505)	

医療的ケア児及びその家族への支援の充実を図ります

医療的ケア児の増加と多様化により、医療的ケア児及びその家族が医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっており、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されました。

新宿区では、これまでも医療的ケア児及びその家族に対する様々な施策を実施してまいりましたが、本法の施行を踏まえ、より一層の支援内容の充実に向けて取り組んでまいります。

日常生活における支援等の取組

■ 日常生活における支援について 【予算額: 8,369千円】

家族等の休養やリフレッシュを目的に、訪問看護師が家族に代わって医療的ケア児の見守りを行う「在宅レスパイト事業」に、新たに家族の就労を目的とした利用を追加し、医療的ケア児の家族の日常生活をより一層支援していきます。

■ 相談体制の整備について

障害者福祉課内に設置されている基幹相談支援センターには、医療的ケア児コーディネーターが在籍しており、支援関係機関との連絡・調整・助言を行いながら、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の支援関係者が連携し、医療的ケア児及びその家族の相談に対応しています。

■ 情報の共有の促進について 【予算額: 358千円】

区の関係部署・教育関係者・保健医療関係者及び障害福祉関係事業所で構成する新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会を通じて、情報共有の促進等、体制の強化を図っています。



区立学校・保育園等における支援の取組

基本理念・支援体制の拡充

- ◆ 医療的ケア児が、他の児童・生徒等と共に教育・保育を受けられるよう最大限に配慮しながら、適切に教育・保育に係る支援を行います。
- ◆ 医療的ケア児が保護者の付添が無くても、適切な医療的ケアが受けられるよう支援します。



■ 新宿養護学校における支援の充実について 【予算額: 計31,431千円】

新宿養護学校では、区立の肢体不自由特別支援学校として、従来より医療的ケアが必要な児童・生徒への支援を行っていますが、保護者の負担軽減及び医療的ケア児の通学支援の充実に取り組むことで、さらなる学習機会の確保を図ります。



- 医療的ケア児専用通学車両の1台増 【予算額: 24,739千円】
専用通学車両を1台から2台に増やすことにより、利便性の向上を図ります。

- 医療的ケア児専用通学車両への同乗看護師の配置 【予算額: 6,692千円】
専用通学車両について、保護者同乗から業務委託による看護師同乗の体制に変更することにより、医療的ケア児が保護者の付添いなしに通学できる環境を整備します。

■ 医療的ケア児が共に教育・保育を受けられる環境整備について【予算額: 計40,025千円】

- 区立学校への看護師配置等 【予算額: 13,650千円】
区立学校の通常学級に医療的ケアが必要な児童・生徒が在籍する場合は、看護業務委託により新たに看護師を配置することで、医療的ケア児が安全かつ安心して通常学級で教育を受けられる環境を整備します。

- 区立幼稚園への看護師配置等 【予算額: 4,119千円】
区立幼稚園についても、小学校と同様に、医療的ケアが必要な幼児が在籍する場合は、看護業務委託により看護師を配置することで、医療的ケア児を幼稚園で受け入れる環境を整備します。

- 区立認可保育園・認定こども園への看護師配置等 【予算額: 22,256千円】
区立認可保育園・認定こども園についても、医療的ケアが必要な園児が在籍する場合は、看護業務委託により看護師を配置することで、医療的ケア児を保育施設で受け入れる環境を整備します。

保護者の同意のもと、情報を共有しながら、医療的ケア児の支援体制を整備します。

